

## 広島県告示第三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によつて、次の指定医療機関から診療所等を休止した旨の届出があつた。

令和八年一月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
こさこ皮ふ科クリニック ク	三次市十日市東四丁目一番三〇号	令和七年一二月二三日
AINEN 薬局三次十日市 店	三次市十日市東四丁目一番三〇号	令和七年一二月二三日
川崎医院	江田島市能美町鹿川三〇八九番地一	令和七年一二月一日
まことのこころクリニック	安芸郡海田町南大正町三番二五号	令和七年一二月一〇日